

一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会ホームページ広告掲載事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会(以下、「協議会」という。)が管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の下記に掲げる用語の定義はそれぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会ホームページ(以下、「協議会ホームページ」という。)

協議会が管理するホームページで、<https://onojo-nigiwai.com/>で始まるものをいう。

- (2) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者(「以下、広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものいう。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告掲載する位置及び枠数は、協議会が別に定める

(広告の基準)

第4条 協議会ホームページに掲載する広告は、協議会ホームページとして品位及び信頼性を損なうことのないものとし、広告及びその広告主が指定したリンク先ホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれがあるもの。
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及びこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれがあるもの
- (5) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (6) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと協議会が認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、協議会が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格

(3) 広告の禁止表現

(暴力団の排除)

第6条 広告主は、次のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、第三号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、連続した2カ月以上1か月単位とする。ただし、2カ月を超える連続した期間の掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を第5条の規定に基づき作成し、協議会が指定した日(原則として広告掲載月の前月の20日頃)までに、協議会に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 協議会は第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料の支払い)※追記

第9条 広告主は、広告掲載日の1週間前までに、その広告掲載料を一括納付しなければならない。銀行振込を行う場合は、振込手数料は、広告主の負担とする。

(広告掲載の時期)

第10条 協議会は、提出された広告原稿を原則として、広告の掲載を開始する月の初日の0時に掲載するものとする。

- 2 協議会は、掲載した広告を原則として広告の掲載を終了する月の末日の24時に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、第6条各号のいずれかに該当すると判断したとき。
- (2) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
 - 2 協議会は、前項により広告の掲載を取り消した場合は、該当広告主に対して理由を付してその旨を通知する。

- 3 第1項の規定により、広告掲載を取り消した場合、協議会は、該当広告主が協議会に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、該当広告主は協議会に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、協議会は、該当広告主が協議会に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告掲載料の減額)

第13条 協議会は、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかった時は、掲載しなかった日数に応じて、契約金額に基づき、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1ヵ月につき1日未満の場合は、減額しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、協議会が協議会ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を減額しないものとする。ただし、一時停止の期間が1ヵ月につき7日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生した場合

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定より広告を変更しようとする場合は、協議会にあらかじめ協議するものとし、第8条第1項の規則に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第8条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに協議会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告及び広告主は、指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適当な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第17条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議会と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いのに関して、必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和2年1月6日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。